

日 時 平成30年11月27日(火)

午後1時15分～午後4時00分

場 所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

平成30年度第3回東京都公園審議会

速記録

○園尾管理課長 それでは、ただいまより、平成30年度第3回東京都公園審議会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、建設局公園緑地部管理課長の園尾でございます。どうぞよろしく願いいたします。

では、初めに、本日の審議会は東京都公園審議会の運営に関する要綱第3に基づきまして、会議を公開で行うこととしております。

傍聴者の方の入室を認めておりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

では、傍聴者入室の案内をお願いいたします。

(傍聴者 入室)

○園尾管理課長 なお、「東京都公園審議会の運営に関する要綱」第8によりまして、報道関係者の取材を受けております。審議が始まる前までは撮影及び録音を認めておりますので、ご了承願います。

それでは、まず、皆様のお手元にお配りいたしました資料の確認をさせていただきます。お手元には、一番上に議事次第、その次に本日の座席表、その次に委員の皆様の名簿、これは多分両面ずりになっていると思いますが、裏面に幹事様の名簿、その次が当審議会の根拠となります条例、要綱、最後に、本日、「第三回公園審議会資料」一式となっております。何か不足等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

また、ご発言をいただく際には挙手いただきまして、皆様の前にございます、マイクの手前の真ん中のボタン、絵文字のあるボタンを押していただき、お話しいただくようお願い申し上げます。ご発言が終わりましたら、再度ボタンを押していただきますようお願い申し上げます。

それでは、審議会の開催に当たりまして、東京都建設局次長、片山謙よりご挨拶申し上げます。

○片山建設局次長 東京都建設局次長の片山でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。また、平素より東京都の公園緑地行政についてご高配を賜り、まことにありがとうございます。

本日は、皆様にご審議をお願いしておりますのは、都立代々木公園、それから都立明治公園、これの整備計画でございます。コンセプト、ゾーニングのほか、施設のイメージな

ども提示をさせていただいているところでございます。また、両公園とも、新たな発想で多様なニーズに応じていく公園にしたいと考えてございます。委員の皆様方には、活発なご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

では、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○園尾管理課長 審議に入ります前に、委員の交代がございましたので、ご紹介させていただきます。

東京都議会議員、栗下善行委員でございます。

また、これまで、紹介させていただいておりません委員がいらっしゃいますので、あわせてご紹介させていただきます。

筑波大学芸術系教授、黒田乃生委員でございます。

国土交通省都市局公園緑地・景観課長、古澤達也委員でございます。

今回は、現在ご出席いただいております委員で審議に入らせていただきます。

公園審議会幹事につきましては、お手元の東京都公園審議会幹事名簿のとおりでございます。

それでは、お手元の次第に従いまして、進めさせていただきます。

恐れ入りますが、これより議事に入りますので、報道関係の皆様には撮影・録音を終了していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(撮影・録音 終了)

○園尾管理課長 それでは、本日の審議に入らせていただきたいと存じます。審議の進行につきましては、高梨会長、よろしくお願いいたします。

○高梨会長 皆さん、こんにちは。

早速ですが、お手元の次第に従いまして議事に入らせていただきます。円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の審議事項は二つございます。「都立明治公園の整備計画について」の審議と、それと、「都立代々木公園の整備計画について」の審議をいただくということでございます。

早速でございますけれども、第1号議案の「都立明治公園の整備計画について」審議を行いたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。

○根来計画課長 公園緑地部の計画課長、根来でございます。

まず、第1号議案、「都立明治公園の整備計画について」ご説明をさせていただきます。

お手元、タブレットをご用意させていただいておりますので、こちら、私のものと同期を

するような形になってございます。同じものが画面のほうにも表示をされます。同期を外したい場合には、左下に同期というボタンがございます。こちらを押していただきますと同期が外れますので、ご自身で自由に、いろんな画面をご覧くださいような形になりますので、お使いいただければと思います。

それでは、まず、「明治公園の整備計画について」ご説明をさせていただきます。

まず、復習になりますが、まず、明治公園の位置というところでございます。都市計画では、表示の赤い線の区域、約58.5haが明治公園として決定をされてございます。このうち、都立明治公園となる区域につきましては、西端にございます東京体育館の部分から立体的な範囲の区域、そして、地表区域に加えて、今回、審議をお願いしております約1.6ha、これらを合わせて6haほどの都立公園ということに将来なってもらいます。今回、審議の対象となっております土地につきましては、明治神宮の外苑、それから新国立競技場に隣接をしております、もとは都営住宅、都営の霞ヶ丘アパートの跡地というところになります。西側には環状4号線、外苑西通りが走っております、JRの千駄ヶ谷駅や国立競技場駅、また、南側では外苑前駅などに近いというような位置になってございます。

少し引いた範囲で空中写真をお示しさせていただいております。こちらをご覧くださいますと、対象地の周辺には、明治神宮外苑の緑、そして、これに連続する赤坂御用地のほかにも、南側ですと青山霊園、さらに、西側で見ますと代々木公園と明治神宮の内苑、さらに、北側には新宿御苑というようなまとまった緑が点在している区域となっております。一方、西側の住宅地などをご覧くださいますと、住宅や業務、商業などの複合市街地となっております、公園などは少ないという状況となっております。また、対象地は、この白い線が区の境界になるんですけども、新宿区に位置はするんですが、すぐ隣は渋谷区ですとか、南側については港区といった形で、3区にまたがるような位置というところになってございます。

今、ご説明をさせていただいた内容を、計画地の概要ということでまとめたものになってございます。対象地は明治公園の一部分、約1.6haということになります。

今回、私ども事務局のほうで整備計画としてのテーマ、それからコンセプトを整理をさせていただいております。

まず、テーマでございしますが、明治神宮外苑に隣接する公園であること、また、その明治神宮は2020年に鎮座100年、また、神宮外苑についても2026年には造成10

0年を迎えるということ、さらに、北側にごございます新国立競技場も、100年後を見据えた「杜のスタジアム」を目指すということなどから、ここにお示ししております100年後も続く未来を創造する緑にふれあえる公園というものを計画のテーマとして設定をいたしました。

このテーマを踏まえまして、計画のコンセプトとして二つ設けてございます。一つはみどりと水の景観の創出でございます。明治神宮の森が100年を迎え、生物多様性などの点からも大変注目されている、こうしたことに倣いまして、100年後にも継承される森を創出すること、また、西側が低くなって、現在の地形に刻まれている旧渋谷川の記憶を呼び覚ますような、水を意識した景観を創出していくということで、みどりと水の景観の創出を一つのコンセプトに据えてございます。

また、2点目は、地域のにぎわいの創出でございます。都心に立地をしております、交通も大変便利な場所、また、たくさんの運動施設があるというような立地を生かして、神宮外苑のスポーツ施設等に訪れる人々や、また、地域の住民の方々が集まり、世代間の交流、また、新しい交流活動などを生み出す、そうした広場を中心とした空間をつくりたいということで、地域のにぎわいの創出というコンセプトを据えてございます。

ゾーニングに先立ちまして、対象地の分析を行ってございます。対象地のうち西側、オレンジ色でお示しをしている区域になりますが、かつて渋谷川が流れていた場所で、地形的には最も低い場所となっております。その一部分については、平らな地形となっております。また、新国立競技場からのデッキですね、この階段がおりてくる、そうした区域になるということもございまして、北側は新国立競技場、さらには千駄ヶ谷駅ですとか、国立競技場駅などへの動線となること、また、南側に向かいますと、外苑西通り、それから奥州道、さらにはスタジアム通りなどを経て外苑前駅、さらには青山通りなどの市街地に至る動線になる区域という特徴がございます。また、周辺の市街地に着目をいたしますと、区域の西側、こちらにつきましては、外苑西通りを挟みまして、先ほど申し上げた住宅ですとか、業務、商業などが混在する市街地になっておりまして、この新しく設けられる明治公園を日常的に利用する、そうしたことが想定される区域となっております。一方、東側につきましては穏やかな傾斜地となっております、景観の変化なども演出ができる区域となっております。また、周囲は開発に伴って生み出される緑地、これらに接する区域となっております、そうしたものと一体となるような空間が求められると考えております。

今、ご説明させていただきましたコンセプト、それから対象地の特性を踏まえまして、二つのゾーンを設定いたしました。西側をにぎわいと交流のゾーン、そして、東側を豊かなみどりのゾーンというふうに位置付けをいたしました。にぎわいと交流のゾーンにつきましては、人々の交流を生み出すとともに、渋谷川を含めました地域の歴史を継承するような空間というふうに整理をしております。また、これまでも避難場所でもございましたので、防災機能などについても、充実を図ってまいりたいと考えております。また、東側、豊かなみどりのゾーンにつきましては、樹林地を新たに創出し、さらに、これを育てて100年後にも継承していく、そうしたゾーンというふうに考えておまして、こうした樹林地は、隣接する施設の緑地と一体となって、散策ですとか、人々の憩いなどにも利用され、親しまれるような場としてまいりたいと考えております。

なお、公園の整備・運営に関しましては、平成28年5月に、国の検討会の中で、「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」というものが取りまとめられてございます。この中で、これからの緑とオープンスペースの政策については、その多機能性を、都市、地域、市民のために発揮すべく、そのポテンシャルを最大限に発揮させる、新たなステージに移項すべきとした上で、民との連携の加速を、今後重視すべき観点としてというふうに掲げてございます。

さらに、この取りまとめを受けて都市公園法が改正され、公募設置管理許可制度、いわゆるPark-PFI制度が導入されるなど、法制度面からも官民連携を促進する環境が整えられてございます。こうした国の動きを受けて、全国的にもPark-PFI制度を活用した公園の整備なども進められているというところでございます。

私ども東京都におきましても、こうした動きを踏まえながら、昨年5月に、当審議会から多面的な活用の推進方策について答申をいただいたというところでございます。その中でも、公園の潜在的に有する多面的な機能を発揮させ、ストック効果を高める取り組みを推進する必要があるとした上で、その方向の一つとして官民の連携・協働が示され、これまで都立公園を利用されていない方々も引きつけるような充実感・満足感が得られる質の高い場を提供するには、これまで以上に民間のアイデア・ノウハウの活用を通じて、官民の連携・協働を深めていく必要があるという指摘を受けてございます。

この答申を受けて、先般の審議会の中でも報告をさせていただきましたけれども、木場公園での飲食店の公募を行っているほか、マーケットサウンディング調査なども実施をしているというところでございます。

ちょっと説明が長くなりましたけれども、したがって、今回、明治公園の整備計画におきましても、幅広い多くの方々に集まっていただき、集っていただき、まちを訪れた方、また住んでいらっしゃる方、地域の方々や世代間など、さまざまな交流を生み出すような仕掛けを導入していくということを考えるに当たりましては、ゾーンが一番下のところに書かせていただいておりますが、民間のノウハウを生かした施設の導入というものを想定しているところでございます。

今、ご説明をさせていただきましたゾーニングを踏まえた整備のイメージを、次にお示しをしております。これまでですと、計画平面図ということで主要な施設の配置ですとか、その姿みたいなものをお示しさせていただいているというところでございますが、今回の計画におきましては、にぎわい施設を中心に、今申し上げましたその公募設置管理許可制度、またPFI制度の活用なども視野に検討していきたいと考えておりますことから、今回、ここでは具体的な施設の配置ということではなくて、そのゾーンに合わせたおおむねの配置と施設のイメージを写真などでお示しをさせていただいているというところでございます。

まず、にぎわいと交流のゾーンにつきましては、外苑西通り沿いに、渋谷川を意識したような水施設を配置していきたいと考えております。また、そのゾーンの中央部分につきましてはにぎわい施設、ここでは、例えば、例示として飲食店、物販、遊び場、アウトドアなどということでお示しさせていただいておりますけれども、こうした民間によるにぎわい施設などと、これと一体となったイベント交流広場といったものを配置してまいりたいと考えております。

また、東側の豊かなみどりのゾーンにつきましては、100年後にも継承していく樹林を配置していくと、この緑については、開発に伴い生み出される周辺の緑地、仮称外苑ハウスによって生み出される公開空地ですとか、日本スポーツ協会・JOCの新会館ビルなどに外構として設けられる緑地などと連続するような緑として計画をしてまいりたいと考えております。さらには、先ほど申し上げましたこの樹林の中には、散歩ですとか、景観の変化なども楽しめる、自然を感じられる、そうした園路ですとか休息できるような場所なども設けてまいりたいと考えております。

また、図面の中では、こういう表記で、記号でお示しをさせていただいておりますが、道路等の交差点などの部分については、公園のその入り口、お客様を受け入れるような広場ということでお示しをさせていただいているというところでございます。

説明の最後になりますけれども、ゾーニングを断面でお示しをさせていただいております。計画地を南側から見たようなイメージになっております。西側が低く、東側に向かって徐々に高くなっております。最も低い西側に、渋谷川を意識いたしました水施設を配置するとともに、これに連続した広場、さらに、これらと一体となったにぎわい施設を設け、穏やかな斜面につきましては樹林地として整備をしていくというイメージをお示しさせていただきます。

説明は以上となります。

○高梨会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ご説明ありがとうございます。ちょっと、細かいことで二つほどお伺いしたいんですが、8ページのところの水施設とあったんですが、これは具体的にどのようなものなのかを、もう少しご説明いただきたいということと、あと、こちらのほうではあれですかね、都民の健康というか、エクササイズをしたい人たちが集まれるような、そういうところのイメージというのは、今回は持たせていないという感じでよろしいのでしょうか。

○高梨会長 事務局のほう、どうぞ。

○根来計画課長 水施設につきましては、この図面の中では、かなり人工的な流れということでお示しをさせていただいております。で、広場と少し一体的な水の空間ということを考えておまして、今回このイメージの中では、人工的な施設ということでお示しをしております。

また、2点目のエクササイズという点ですけれども、特に今の時点で、それをだめだと考えているというところではございませんで、この整備計画等をまとめた後、改めて、その民間の事業者を募っていく中で、さまざまな提案を受けていきたいと考えております。

ただ、一方で、周辺には新国立競技場ですとか東京体育館、それから神宮球場ですとか、運動施設も大変たくさんございますので、そうした施設の中でできる事柄と、この公園の中でやることとのすみ分けと申しますが、そうしたところは少し検討しなければいけないことかなと考えておまして、今回のイメージの中では、お示しをさせていただいていな



いというところでございます。

○高梨会長 よろしいですか。

○前田委員 ありがとうございます。水施設のところのこの水というのは、地下水か何かをくみ上げるのでしょうか。

○根来計画課長 詳細は、いずれにしてもこれからということにはなるんですけども、一般的に想定としては、やはり循環をさせて流すようなイメージになると考えております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

羽山委員、どうぞ。

○羽山委員 ありがとうございます。その前のページのゾーニング図（案）のところ、豊かなみどりのゾーンというところの1ポツ目になりますが、この都心部にある貴重な緑空間として、多様な生物の生息・成育空間に配慮とあるんですが、この多様な生物というのは、具体的にどういった生き物を想定されて整備される予定なのか、もし決まっていた教えて下さい。

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 はい、今の時点では、まだ明確に、これということを決めているわけではございません。ただ、先ほどご説明の中でも申し上げましたように、周辺にはかなりまとまった緑もございまして、そうしたところに生息する動物ですとか、そういったものに配慮をしていくことが考えられるのかなと思います。

○高梨会長 どうぞ。

○羽山委員 ありがとうございます。恐らくこの地域ですと、かなり以前から、いろんな生き物の観察なり調査をされているような関係者の方もたくさんいらっしゃると思いますので、そういった情報をもとに、整備を進めていただければなと思います。

○高梨会長 ありがとうございます。

どうぞ、服部委員。

○服部委員 細かいことかもしれませんが、この地域、周りの住宅が結構たくさんありまして、ワンちゃんとか猫ちゃんを飼っている人たちもたくさんいらして、お散歩する姿もよく見受けられるんですけども、動物といますか、そういう家庭で飼っている犬とか猫は入れるのでしょうか。

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 通常、私ども都立公園の中では、犬についてはリードをつけて、散歩で

すとか利用をしていただくというふうをお願いをしているところでございます。細かいルールについてはこれから決めていくことにはなろうかと思うんですけれども、基本的には、そうしたスタンスでの運営と申しますか、になってくるかと考えております。

○服部委員 はい、ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○服部委員 はい。

○高梨会長 黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 先ほどの前田委員の質問でわかったんですが、渋谷川は、渋谷川を復活するわけではなくて、それをイメージした流れということですね。それ以外に、8ページに地域の歴史性を継承する空間と書かれているんですけれども、どういう形で空間に歴史を表現するのか、具体的に決まっていたら教えていただけますか。

○高梨会長 事務局、どうぞ。

○根来計画課長 はい、詳細は今後、その設計等を進めていく中でと考えておりますけれども、もともとこの土地について、というか、この土地ズバリという変なところはあるんですけれども、軍の施設といいますか、駐屯地の一部みたいな形で利用されていたりですとか、そうした歴史がございます。従前、私どもが明治公園として管理をしていたエリアの中にも、そうしたことを記念するような石碑ですとか施設と申しますか、そうしたものがございまして、今回、新たに整備をいたしますこのエリアの中に、そうしたものも移設をしていくことというのを考えておりますので、そうした意味で、地形もそうですけれども、この土地がこれまで使われてきた歴史みたいなものを少し感じていただけるような整備というのは考えられるのかなと思っております。

○黒田委員 わかりました。石碑を建てるとかだけではなくて、うまく、デザインで伝わるようなことができるといいかなと思いました。

はい、以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 2点ほどお伺いしたいと思います。

1点目が、もともと明治公園は神宮の森とスポーツのメッカに囲まれたというのがキャッチフレーズになっていますので、今回、渋谷川との一体化というのはすごくいいかと思

っております。その関係で明治神宮内苑とのネットワークというのは何か考えられているでしょうかというのが第1点。

それから2点目、これは全然違う視点ですが、この間、見学させていただいたときに、この付近は最も低地だと聞いておりますが、ここで最近多くなっていると言われる、今まで経験のない水害とかが来た場合に、どうなるかというあたりは検討されているかどうか、聞かせていただけたらと思います。

以上、2点です。

○高梨会長 事務局のほう、お願いいたします。

○根来計画課長 はい、神宮外苑とのネットワークということでございますけれども、神宮外苑と明治公園などを含めて地区計画が定められてございます。また、神宮外苑につきましては、今日のご欠席されていますけれども、下村副委員長に座長になっていただきまして、神宮外苑地区のまちづくり指針というのを東京都として取りまとめを進めさせていただいているところでございます。

こうしたものの中で、ちょっとこの、今、6ページの図面を示していますけれども、動線と申しますか、移動のネットワークというような形で公園が、そのネットワークのハブと申しますか、拠点になるというような形で位置付けをされております。今回のご提案につきましても、地区計画ですとか、その外苑のまちづくり指針等を少し踏まえつつ、ご提案をさせていただいているものでございます。

もう1点、水害時ということでございますけれども、ハザードマップなどを見ますと、やっぱり一部冠水をする可能性があるというエリアというのにはなっております。今後、その整備等を進めていく中では、そうしたことも踏まえつつ、施設の整備ですとかを考えてまいりたいというように思っております。

○高梨会長 斉藤委員、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

古澤委員、どうぞ。

○古澤委員 はい、古澤でございます。

2点、基本的なことをまず教えて下さい。

一つは、この今、審議会では整備計画の審議をさせていただいておりますが、これを受けて、いわゆる基本計画、基本設計などに入られるのかどうかという、その流れを教えてくださいいただければというのが一つです。

それから、ページでいきますと6ページになります。青の点線で動線の絵がございまして、

各駅あるいは施設からのアプローチの動線ということでお書きになっていると思います。この動線について、特に新国立競技場ですとか、あるいは明治神宮の野球場ですとか、あと東京体育館もあるかもしれません。そういった公園以外の大規模な集客施設の出入りのお客さんの方々、その方々が一番使われる動線が、この中で言うところになるのかというのを教えていただけますでしょうか。

以上、2点です。

○高梨会長 はい、どうぞ、事務局。

○根来計画課長 今回、審議をお願いさせていただいております、整備計画の答申を頂戴いたしましたらば、また、その答申を踏まえまして、私ども東京都として整備計画を改めて決定するという手続をとらせていただきます。その上で、通常ですと、東京都として、公園の施設の整備を行うための基本設計ですとか、実施設計ですとか、そういったステップに進んでまいります。今回、一部民間のノウハウなども活用した整備と考えておりますので、基本設計と並行して、民間の事業者の皆様、サウンディング調査から入るのか、そこはある程度こちらで固めた上で、公募の手続に入っていくのかというのは、これからの検討にはなりますけれども、並行いたしまして、そうした民間の導入のための手続等を進めてまいりたいと考えております。

それから、人の動きの、動線のメインの部分というご質問でございますけれども、一番多かろうと思っておりますのは、やはり、その新国立競技場のデッキの部分から外苑西通り沿いに抜けていくような部分、ここの動きというのが、このエリアの中では最も多い動線になってくると考えております。

○高梨会長 古澤委員、よろしゅうございますか。ありがとうございました。

栗下委員、今回、新たにご就任いただいたわけでございますけれども、何か意見がございましたら。

○栗下委員 今のところ大丈夫です。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

横地委員、どうぞ。

○横地委員 説明ありがとうございます。質問なんですけど、3点ありまして、植林などは、その土地にもともと自生していた植物を植えるのがよいと聞いたことがあるんですけども、そういった研究されている方とのタイアップなどはご予定があるかどうかということと、あとは、その民間の活力を生かした施設というのは、具体的にはどのようなもの

なのかということと、あとは、その地域の方たちのご意見というのは、これから募るのか、もう募ってあれば、具体的にどのような意見が出されたのかをお願いいたします。

○高梨会長 はい、どうぞ。

○根来計画課長 お答えをさせていただきます。

樹林をつくっていくということでお話をさせていただいております。ご指摘のように、ご説明をさせていただいたとおり、明治神宮の森みたいなものを少し意識しながら考えていきたいと思っておりますので、基本的には、その自生するものと申しますか、この地域に応じたと申しますか、適した植物ということで考えていきたいと思っております。

いろんな研究者の方々とのタイアップということについては、今の時点では特に具体的な予定としてはございません。ただ、東京都が木を植えて、それをみんなで見守って下さいねというよりは、いろんな方にご参加をいただいて森をつくっていくというような取り組みというのも、一つアイデアとしてはあるのかなと考えております。

それから、民間の施設ということなんですけれども、今、私どもとして想定をさせていただいているのは、ここに写真でお示しをさせていただいているような飲食店ですとか、公園の中でいろんなものを使っていただく、公園を使っていただく上で必要になるようなものを売るような物販ですとか、それから、子供などが遊べるような遊び場ですとか、もしくは、ちょっと下に書いていますけれども、そのアウトドア施設というんですかね、アウトドアのこういうような利用みたいなものを促すような施設ですとか、そういったものというのを少し想定と申しますか、考えているというところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、この場所、特にこれから整備をしていく中で、新国立競技場もできてまいりますし、周辺のビルなどもこれからしっかりとでき上がってくるといって、この地域、この場所に応じたニーズと申しますか、どんなものがあるのかということ踏まえつつ、先ほども申し上げましたように、その民間の事業者に対するヒアリングですとか、サウンディング調査ですとか、そういったものなどもあわせて行いながら、具体の施設については決めていきたいと考えております。

それから、地域の意見ということにつきましては、今回、この整備計画を検討する中で、改めて意見聴取をしているというところではございませんけれども、以前、地域の方々からは、やはり、その地域でのイベントができるような広場ですとか、あと、少しその子供が集まってくるような、そういう遊具ですとか、そういったものがつくれないかというようなご要望を聞いたことがございます。

私どもといたしましては、地元の新宿区、それから渋谷区さんには、一応、情報提供というんですかね、ご説明等をさせていただいております、次回、中間のまとめということでご審議をお願いしたいと思っておりますけれども、その中間のまとめについてパブリックコメントを実施させていただく中で、幅広い都民の皆様のご意見を聞いて計画に反映をさせていきたいと考えているところでございます。

○高梨会長 横地委員、よろしいですか。

○横地委員 ありがとうございます。

それと、前にもちょっとお話したことがあるんですけども、パブリックコメントの募集の仕方なんですけれども、割と皆さん、パブリックコメントが募集されているということを知らない方が多くて、ホームページで募集している、その都のホームページで書いてあるだけでと、見つけ出すのがとても困難なんです。なので、例えば区役所ですとか、あと、いろいろなそういう人が集まるような公共のところに張り出すとか、そういったきちんと募集していますよということを多くの方々が知ることのできるようなやり方がいいのかなと思うんですけども。

はい、以上です。+

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 わかりましたというか、パブリックコメントについては、まさにご指摘のようにさまざま課題はあろうかと思っております。今の委員のご意見なども踏まえて、少し工夫して実施ができればと思いますので、検討させていただきたいと思っております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

今日は、関東財務のほうから糸井さんにご出席でございますけれども、何かございましたら。

○糸井統括国有財産管理官 ご説明ありがとうございました。先ほど、ご説明の中で、都市公園法が改正されてP a r k - P F I制度というものができたという話を伺ったんですけども、これまでのその公園の整備方法と、あと、この都市公園法が改正されて、新たな制度が導入された後のその公園整備とで大きな違いといいますか、どのようなことが可能になったのかということ、わかる範囲でお教えいただければと思います。

○高梨会長 これは、古澤委員のほうにご説明いただければ、一番よろしいんですが。

○古澤委員 わかりました。ただいまご質問いただいた、P a r k - P F Iと称しております。正式名称は漢字で長いんですが、平成29年の法改正で新しく制度化をさせていた

できました。もともと公園の中には多様な施設がございます。例えば、日比谷公園の松本楼などは明治36年から経営されているように、民間の方が公園の中で飲食、物販などの施設を経営されているのも多々ございます。それは今の仕組みでも十分、設置管理許可という手続でできるものなのですが、今回の手続は、さらにそれを手続化を内在させたというのが最大のポイントでございます。

多少細かくなりますが、今までは設置管理許可というのは、手続上は民間の方々などから発意をもって公園管理者が了解をして設置あるいは管理ができるというものです。行政側のほうから意図的に、計画上、今回のようににぎわいの施設が欲しいというような方針を立てて公募をかける。で、その公募に多々、いろいろな方々からご提案をいただき、第三者委員会を経て特定し、その民間施設業者に、設置あるいは管理をお願いするという手続を規定しております。

その際、幾つか特例を設けております。一つは、そこで経営をしていただくときの利益の一部を公共還元していただく。具体的には、施設の周辺の園地整備ですとか管理などをお願いするというのが一つ。それから、中でできます公園の施設に関連する占有物件と申しますが、例えば、そこで看板のようなものも経営に必要なならオーケーするという。最後に、その許可の期間が、通常ですと法制上10年なのですが、経営、つまりは銀行リースなどをしやすくするよという事で20年はオーケーするという、そんな特例を設けて進めようというものであります。現在、制度改正後1年を経過しておりますが、既に七つ事例が出てきております。一つはもう完成しております、約60公園ぐらいでぜひやりたいという形で、いろいろ勉強が進められているというところでございます。

以上でございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ありがとうございました。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 もし、こちらの中に、今お話が出ましたように民間のレストラン等が入ります場合、このにぎわい施設、イベント交流広場、それからみどりの広場、こちらは何時から何時までくらいをオープン時間と決めていらっしゃるのでしょうか。

○高梨会長 どうぞ、お願いします。

○根来計画課長 通常、私ども東京都として運営する場合というのを考えますと、その9時から5時ですとか6時ですとか、そういったお時間ということになってくるかと思いません。ただ、今回、その民間からいろんなご提案をいただくという中では、そうした営業の

時間なども含めた、多分ご提案を受けていくということになるかと思っております。例えば、既に民間と連携をして設置をさせていただいているそのレストランの中身などについては、やはり夜とか、9時ですとか、そういった時間まで営業されているようなケースもございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

○服部委員 はい、ありがとうございます。

○高梨会長 ほかに何かございますか。

事務局のほうで用意していただいた資料について、コンセプトあるいはゾーニングの内容、それと利用に関わるいろいろな条件がどうなるのか、それから生物多様性という、保全あるいは歴史性といったようなものをどういうふうに生かしていくのかというようなこと、そして、新たな仕組みとして今動いているPark-PFIの状況等々、基本的な構想に関わる話から、それを支える仕組みについてまで、いろいろご質問、ご意見をいただいたわけでございますけれども、さらに何かございましたら、ご質問、ご意見を願いたいします。

どうぞ、前田委員。

○前田委員 すみません、ちょっと一つだけなんですけど、今回、ゾーニングでコンセプトが二つに分かれているんでございますけれども、こちらのゾーニング間の間というのは、何かボーダーか何かをつくってしまうんでしょう、ではなく、やっぱり一体で、自然に両方のゾーンの間で行き来ができるような形になると想定しているんですが、そういう理解でよろしいんでしょうか。

○高梨会長 どうぞ。

○根来計画課長 ご指摘のとおり、特にボーダーなどがあるわけではございませんで、もちろん相互に行き来になりますし、実際には、そのグラデーションのような形になっていくのかなと思います。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

ちょっと私のほうから、今、話の延長上なんですけど、隣接する日本スポーツ協会の建物だとか、敷地の中で緑化をするというようなことで、進められているということでございますので、そういったところとの取り扱いというのは、何か一体的な工夫だとか考えることができるような可能性というのはあるんでしょうか。

○根来計画課長 はい、先方については、既にその工事等も進んでおりまして、さまざま



な手続なども経ているところではございます。とはいえ、もともと土地区画整理事業なども行いながら、今回、この用地についても生み出されてきているというところがございまして、やりとりはさせていただきながら、例えば、その通路を連続させるですとか、あと、特に外苑ハウス側については、その敷地に沿ってつくる施設としてのその通路等が設けられるというところもございますので、相互に一体的な空間として整備できるような形で協議と申しますか、調整等をさせていただいているところでございます。

○高梨会長　そういうところに柵だとかができちゃうと、何か一体的な利用ということとはほど遠い状況になってしまうと思いますので、ぜひ周辺の事業者の方とよく調整をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。次回、中間取りまとめに向けたご審議をいただくことになってございますので、今日いただきましたいろいろなご指摘につきまして、事務局のほうで整理していただいて、次回の審議の際に反映していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次の議案に移りたいと思います。第2号議案の「都立代々木公園の整備計画について」審議を行います。事務局よりご説明をお願いします。

○根来計画課長　引き続きまして、私、根来のほうからご説明をさせていただきます。

構成は、先ほどと同様の構成になっております。まず、都立代々木公園の位置ということでございます。ご承知のように原宿駅ですとか地下鉄の代々木公園駅などに接してございまして、都道の413号線、こちらを挟んで北側が広場や森林などが中心となったA地区、それから、南側が緑の中で運動施設、それからイベント広場などが配置をされておりますB地区として開設をしております。

公園の南側には、NHKですとか、あと国立の代々木競技場、そして再開発が進む渋谷駅周辺の市街地となっております。北側は図が切れておりますけれども明治神宮がございまして。また、この区域の両側、西側ですとか東側につきましては、住宅ですとか業務、商業等、そうした市街地になっているというところでございます。

今回、審議をお願いさせていただいておりますこちらの対象地、こちらについては、都立代々木公園とは代々木競技場を挟んだ南側に位置してございまして、原宿駅から南に500メートル程度、それから渋谷駅からは約750メートル程度、そして、渋谷駅周辺の都市再生緊急整備地域に隣接するような位置となっております。

続きまして、ちょっと広域で捉えた空中写真でございます。ご承知のように代々木公園、

それから豊かな明治神宮の緑がございます。計画対象地、審議の区域につきましては、都市計画上は、この赤い、オレンジ色ですね、オレンジ色の線でくくっております代々木公園の区域の一部ということになっておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、国立代々木競技場を介して代々木公園と連続するというような形になっております。そのほかには、渋谷駅のほうに向かっては、JRの線路沿いに宮下公園、神宮通公園などの区立公園がございます。

ちょっとこちら側、右のほうに審議の対象区域を少し大きく写真で示させていただいております。対象地の中は北側が日本スポーツ協会の岸記念体育会館、こちらが今建っております約4,000平米。それから、南側に水道局のポンプ所がございます。この水道局のポンプ所につきましては、今後、給水所として整備が予定をされておまして、公園の整備については、この給水所の整備後に、水道施設と調和を図りながら進めていくということが必要でございます。

今、申し上げましたご説明を、計画地の概要ということでまとめてございます。

今回、対象地の整備計画のテーマ・コンセプトを整理いたしております。まず、代々木公園の一部として、代々木公園の緑と連続させていく。それとともに、代々木公園の入り口の一つとして公園とまちをつないでいくといった場所と考えております。さらに、渋谷と原宿の賑わいを結びつけ、この二つのエリアと代々木公園の回遊性を高め、交流を生み出すような拠点とするということを目指して、計画のテーマを「緑の風景の中で人々が交流し、賑わいの拠点となる公園」というふうに設定をいたしました。

このテーマを踏まえた計画のコンセプトを三つ設けてございまして、まず、緑を意識する公園ということで、代々木公園の森の一部を構成する公園であるとともに、周辺の緑地や周辺からの景観などにも配慮し、この公園を訪れた方、また通りがかった方などが自ずと緑を意識する、そういった公園にしていきたいと考えています。また、人が集う公園として、原宿や渋谷を訪れた方々、また、既存の代々木公園や国立代々木競技場などを訪れた方々、さらには、これまで、この地域には来なかった方々なども引きつける、そして、さまざまな価値観が共存し、共有できるような場所というのを目指していきたいということで、人が集う公園というものを設けてございます。それから3点目、賑わいを創出する公園ということで、公園ならではの、また、公園だからできるような緑をベースとした質の高い賑わい空間を目指し、渋谷と原宿の賑わいと連携をし、先ほど申し上げた二つのエリアと代々木公園をつないでいく、そういった公園にしようということで、設けてござい

す。

同様に、ゾーニングに先立ちまして、空間の特性分析をしております。明治公園と違いまして、こちらは南北で性格が分かれていると認識をしております。まず南側でございますけれども、都市再生緊急整備地域とは申しまして、南側の市街地については、業務・商業の中に住宅なども混在している地域でございます、少し落ちついた空間にしていく必要があるだろうと考えております。これに対しまして、対象地の北側、こちら側につきましては、原宿駅からも近く、隣接するのは代々木の競技場だけということございまして、周囲に余り大きな高い建物などないということから、人を呼び込み、賑わいを積極的に生み出す空間、区域と考えております。また東側、JR山手線が走っておりまして、この山手線からもよく視認できるような場所というのが、この場所の特性と考えております。

今申し上げましたコンセプトや特性を踏まえまして、こちらも二つにゾーンを設定してございます。北側がみどり集いのゾーン、そして、南側が雑木林とヒーリングガーデンのゾーンと設定をしております。北側のみどり集いのゾーンにつきましては、代々木公園からの緑の連続性を意識しながら、最寄りの原宿駅などから人を呼び込み、賑わいや集いの場を形成するようなゾーンと考えております。南側の雑木林とヒーリングガーデンのゾーンにつきましては、水道施設の上部利用などによりまして、質の高い緑をつくり出し、隣接する市街地にも配慮をした落ちつきのあるゾーンと考えております。

先ほど、明治公園でご説明をさせていただきましたけれども、その公園の動向等も踏まえつつ、こちらについても、原宿と渋谷という二つのエリア、それから代々木公園を結びつけ、回遊性を高めていくという上では、やはり幅広く多くの方々、人々を集め、交流を生み出すような仕掛け、そうしたものを考えていきたいと思っております、それに当たりましては、民間のノウハウを生かした施設の導入というのを想定をしているというところでございます。そういった趣旨を、書かせていただいております。

ここでゾーニングの部分、断面で先にお示しをさせていただきます。これは対象地を東側、JRの山手線から見たような断面になっておりまして、左側が南、右側が北となっております。全体として原宿側から渋谷側に緩やかに地形が下がっているというところになるんですけれども、当初、最初にご説明をさせていただきましたように、南側は水道施設がございまして、給水所としての整備が予定されているというところでございます。

この給水所と申しますのは、具体的には水道の水、浄水をためておくための配水池と、そのための浄水を家庭まで配水するために送り出すポンプ施設等が設けられるという施設になります。これらの施設につきましては、この水道の水を効率的に配水していくというために、位置エネルギーと申しますか、その高低差を有効に活用するという必要があるということで、今、検討されている中では、最大で高さ15メートル程度の工作物ができるということが想定をされてございます。詳細は、もちろん、今後、設計等を進めていく中で定まってまいりますので、変わることもあるんですけども、今の状況では、その15メートル程度の工作物が想定されているというところでございます。

こうした配水池の上部を公園として利用しているという例は、この新宿ですと、例えば新宿中央公園など、多数ございまして、公園としての利用というのは十分に可能と考えております。ただ、一方で、15メートルの上を利用するというのを考えてまいりますと、例えば、北側のみどり集いのゾーンに導入するその施設などについても、例えば、配水池と同程度の高さの施設とすることで、上部を有効に活用しやすくなるような側面もあるのかなとか、また、そうすると、この北側にございます代々木競技場の通路のレベルなども近い高さになってくるのかなというようなことが、考えられるかなと思っております。

通常、子ども、公園の中、都立公園の中に導入する施設については、例えば平屋ですとか、二階建てですとか、そういったものが一般的ではございますけれども、今回、こうした水道施設に隣接するというふうなところを考えますと、場合によっては、その高さが10メートルですとか15メートルですとか、そういった施設にすることも許容してもいいのかなと、そうしたことも検討していきたいと、今、考えているところでございます。

そうした前提を踏まえつつ、入できる施設としてどんなものがあるのかなということを考えてございます。こちらについては例ということでございますけれども、例えば、屋内外のさまざまなスポーツ施設を核とするようなスポーツ振興型の施設を入れるとか、また、その子供の教育やレクリエーション施設など、そうした融合した施設を入れるという、例えば子育て支援型というものですとか、さらには飲食施設、単にカフェやレストランが1軒あるということではなくて、幅広い方々をターゲットにした多世代順応型の飲食施設のようなものですとか、さらには、例えば、そのデザイナーズホテルですとか、ブティックホテルなどと言われるような、例えば海外からの観光客をターゲットとしたような、比較的小規模な宿泊施設などを核とするような、インバウンド対策型と名前をつけていますけれども、そういったことなども考えられるのかなと思っております。また、その一定のポ

リウムのある建築物を仮に許容するとなれば、こうした一つの機能ということではなくて、これらを組み合わせたり、また、少しほかの要素を加えたりですとか、そういった施設を導入していくということも考えていく必要があるかなど、検討しているというところでございます。

今の資料の中にも書かせていただいておりますけれども、いずれにいたしましても、少し課題などもございますので、整備計画の中で方向付けをさせていただいた上で、民間に対するヒアリングですとか、サウンディング調査等を行っていく中で、具体的な施設については検討というか、具体化をしてみたいと考えているところでございます。

こうした検討を踏まえて、整備イメージということでまとめたものがこちらの図になります。代々木公園と同様に、ちょっと個々の施設の配置ということではございませんで、おおむねのその配置と、施設のイメージとを写真で示させていただいております。この平面図ですと高さ関係というのは見えてこないんですけども、配水池やポンプ棟については一定の高さがある建物、というか工作物でございます、北側の交流施設についても、場合によっては、少しボリュームのあるようなものもあるかというふうなイメージとして考えていただければと思います。その上で、みどりと集いのゾーンにつきましては、先ほど、コンセプト例でお示しをさせていただいたような、一定のコンセプトに基づく便益施設ですとか、その他の施設を配置していきたいと考えております。

こうした交流施設についても、具体的には、その提案を受けていくような形にはなるんですけども、当初のコンセプトのところでも申し上げているように、やはり、その緑ということはしっかりと意識をした施設というものをご提案を受けていきたいと考えているところでございます。また、このみどりと集いのゾーンの中には、こうした交流施設と一体的に利用し、整備をされるような開放的なその集いの空間ですとか、またイベントなども行えるような交流広場といったようなものも設けてまいりたいと考えております。

また、南側の雑木林とヒーリングガーデンのゾーンにつきましては、配水池の上部を利用した、庭園のような癒しの緑空間として利用していくこと。一方で、工作物のない部分については、例えば、雑木林のような空間として散策ですとか、少し静かな楽しみ方をさせていただけるような場所と考えております。そうした空間を整備していきたいと考えております。

また、図面の中では北エントランス、南エントランスとお示しをしておりますけれども、原宿駅、渋谷駅から人を呼び込み、公園の中に導き入れていくような、そういったエ

ントランスの空間というのも整備をしていきたいと考えております。

さらには、区域の東側になりますけれども、JR山手線からの景観と申しますか、見え方を意識いたしまして、代々木競技場、こちら側の斜面のところに緑がございますので、こうした緑に連続するような緑化というのをしていきたいと考えております。

なお、スケジュールに関してなんですけれども、北側については、現在、私ども、事業中でございまして、2020年のオリンピック・パラリンピック大会後には整備に着手していきたいと考えているところでございます。一方で南側、水道施設の部分につきましては、整備後に公園整備を行うことになるんですけれども、水道施設の整備には相当の時間がそもそもかかるというところがございますので、実際の整備に当たりましては、まず北側の部分を先行して整備をするような形をとりまして、その後、水道施設の整備の進捗に合わせて、南側も含めた整備を行っていくというような形になります。

今回、この公園審議会の中で整備計画としておまとめいただく上では、段階的な整備というのはもちろんあるんですけれども、基本的には、最終的な整備の形というのを念頭に置きながら、整備計画としておまとめをいただければと考えているところでございます。

以上で説明は終わります。

○高梨会長 ありがとうございます。

なかなか盛りだくさんな内容になっていますけれども、ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

前田委員、どうぞ。

○前田委員 ご説明ありがとうございました。

ちょっと二つほどあるんですが、一つ目ですが、南側のほうの整備なんですけれども、水道施設のほうの、今、整備を計画中ということで、それが終わりましたら、南側のほうにつきましても整備を図っていくというご説明だったんですが、この南側のほうの給水所としての整備というところが、今後、具体化になることによって、その結果として、この公園の計画そのものに見直しのインパクトがかかるようなことがあり得るのかどうかというところが、まず一つ目です。

二つ目が、南側と北側ということでいくと、まず、北側のほうが2020年からということでお話があったんですが、そうすると、先に北側のほうができると、この南側というところはしばらくは使わないというか、北側だけで公園として、まずは一旦はクローズして、このゾーン間の移動というのは、まず、当面はないというようなイメージにな

るのでしょうか。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○根来計画課長 南側の水道施設のあり方によって、整備計画が変わることがあるかということなんですけれども、今の時点の私どもの認識と申しますか、計画としては、基本的にその給水所として整備をしていくというところは変わるものではないと考えておりました、先ほどご説明で申し上げましたように、その上部に出てくる工作物ですとか建築物の規模等が、もちろん、設計をやる中で変わっていくということはあろうかと思うんですけれども、基本的に、今回ご提案をさせていただいているような整備内容そのものに大きく影響を及ぼすようなことはないんじゃないかなと考えております。

それから、北側の整備が先行しますということなんですけれども、実際には、ちょっと整備、これから、先ほど申し上げた民間の提案なども、答申をいただいた後、先ほどの明治公園の際にもちょっとご説明をさせていただいたように、民間のヒアリングですとか、私どもの中でのまた設計の作業ですとか、そういったものを進めてまいります。そうした中で、南側についても、有効な利用の仕方ができるかどうかといったことは、あわせて検討はしていきたいと考えております。そこは、今の時点でどうだということでは、まだ決まっておきませんので、検討していくというところでご理解をいただければと思います。

○高梨会長 ほかにございますか。

前田委員、よろしいですか。

○前田委員 ありがとうございます。二つ目のほうのご回答のところでは、ここは、ちょっと私の質問がうまく伝わっていなかったかもしれないんですが、当面は北側だけで公園として機能させるという時期もあるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○根来計画課長 そうですね、南側については、今、そのポンプ所として実際使われていて、その使い勝手の中で、可能であれば公園としても使えればと思っているんですけれども、それが、もし叶わなければ、北側だけで公園として皆さんにご利用いただくということではあり得ると考えております。

○前田委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。

黒田委員、どうぞ。

○黒田委員 ご説明ありがとうございます。

ご説明を伺っていますと、その給水所のレベルが15メートルぐらいあるので、北側の公園施設も同じぐらいのレベルに上げて行き来を楽しみましょう。そのために、結構ボリュームのある施設の建設が可能になったので、18ページのいろんな用途が考えられますよねというふうな論法というか、説明の順番に聞こえたんですけれども。そもそもこの場所にどういう施設が必要なのかというのから考えたほうがいいのかなと、少し思いました。どういう宿泊施設が要るのか、この地域の人を使うのか、原宿から来る若者が使うのかとか、場所に合わせたものができるといいかなと思います。もう一つは、やっぱり15メートルというと相当なボリュームで、その上にヒーリング樹林ゾーンというのができて、さらに、地面のレベルで、また街路樹の散策道ができるということで、すごく空間としてはわかりづらいものになるおそれがあると思います。そのあたりは何か、画期的な工夫をしようという構想があるのでしょうか。それによつては、先ほど、懸念されていたように、南と北が、こういうふうに空間として一体になって使うというものがないと、後々、ちょっと使いづらいものになってしまうかなというのも少し心配だと思いました。

○高梨会長 事務局のほうは、いかがですか。

○根来計画課長 ご指摘ありがとうございます。導入する施設につきましては、どんな機能のものが必要なのかということについては、やはり公園として、また、その地域として、どんなものが必要かということから、もちろん検討はしていくということで考えておりますし、今回のこの案についても、そうした観点から、提案させていただいているものになっております。

ただ、一方で、委員からもご指摘がございましたけれども、通常としては、やっぱり平屋ですとか、二階建て程度の施設がイメージされるのが一般的なところではございまして、今回、その水道部分の上部などの活用なども考えた場合に、やっぱり、少しそのボリュームのあるものというのも許容することが、場合によっては望ましいのではないかと考えておりまして、そうしたことについて、しっかりと委員の皆様にお伝えをしたいと思つたところでもございまして、今回のような説明の流れにさせていただいたところでございます。

あとは、おっしゃったように、高いレベルのものとか、高さの高いところのものとGLのレベルのものとかを、どううまく使えるのかということについては、これは、もう今の時点で何かいい方法があるというわけでは、正直、ございませんので、実際に設計等を進めていく中、また、そのさまざまな民間の事業者のアイデアなどをいただきながら、



検討させていただければと思っております。

また、北側と南側がわかれた場合のことのご懸念というのは、私どもも正直なところ持っております。で、北側の部分はやはり先行して整備に入らざるを得ないんですけれども、もちろん、早目に皆さんに使っていただけるような形にしていきたいと考えているんですけれども、その北側の整備した内容と、南側の水道施設の整備が最終的に進んできた中で、整備したものが、本当に、そのうまくマッチするののかというところについては、やはり、そのそれぞれ設計が進んでまいりませんと、実は見えない、見えてこない部分というのがあるということは十分認識をしております。

そういう意味では、例えば、北側の整備が、本来ですと、恒久的な形での整備ができることが望ましいのですけれども、場合によっては、その南側の水道の施設の整備が進んだ段階で、北側については、改めてその整備をし直すことを前提に、逆に申し上げますと、その当初、北側の部分を開設していく際には、例えば10年ですとか、15年ですとか、そういった水道施設ができ上がってくるまでの期間の整備ということで考えていくということも必要だろうと考えております。

このあたりについては、今回、整備計画、委員の皆様にご審議をいただいているんですけれども、こうしたものと並行しながら、水道局ですとか関係者と調整をして、具体の整備の仕方については詰めてまいりたいと考えております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

栗下委員、どうぞ。

○栗下委員 ご説明ありがとうございます。

まず、幾つか細かな点を確認させていただきたいのですけれども、南側のゾーンの建物の上、配水所、具体的には、その配水池とポンプ棟の上に緑化をしていく、屋上に緑化をしていくということなんですが、図を見てみると、全面に芝生を張って、かなり緑化の中でも密度の高いものを検討されているのかなと思うんですけれども、実際のところはどれぐらいのイメージ、例えば、その豊洲市場の上なんか、かなりこれに近いような形で植わっていますけれども、そういう、どれぐらいのレベルの緑化を考えておられるのか。あとは、その、まあここまでやると壁面緑化という考え方もあるかと思うんですけれども、それについても検討されているのかどうか、まず、お伺いをさせていただきます。

○根来計画課長 水道施設上部の緑化につきましては、イメージとしましては、これからもちろん設計の中で詰めていくことではございますけれども、こちらの一番最後の図など

にお示ししているような、比較的レベルの高いものと申しますか、質の高いものというのを目指してまいりたいと考えております。

壁面緑化につきましては、こちらも、その水道施設のありようとの調整というところになってまいります。今私どものほうで伺っておりますのは、例えば水をためる配水池についても、万が一にも例えば亀裂などがあると水が漏れて、都民の生活に直結してしまうというようなところがございますので、点検しやすいものである必要があると聞いております。そうしたところも踏まえつつ、先ほどの上の空間、下の空間というお話がございましたけれども、下の空間を散策しているときに、ただ、コンクリートの壁があるというのものがななものかなとは思っておりますので、さまざまな工夫というのを検討していきたいと考えております。

○栗下委員 ありがとうございます。この北のゾーンと南のゾーンの、そのゾーン間の移動と書いてあったりもするんですけども、これは、具体的にはどういう感じ、どういうその風景が広がっていると考えればよろしいですか。

○高梨会長 どうぞ、事務局。

○根来計画課長 こちらも、さまざまなアイデアですとかご提案を民間の皆様から実はいただきたいと思っております。平たく申し上げますと、やっぱり、その建物の天井とか屋上と、その工作物、配水池の屋上が何かしら橋のようなものと申しますか、そういったようなものでつながっていて回遊できるというか、散歩しながら、いろんな場所ですとか、そこから見る周辺の、周囲の景観ですとか、そういったものが楽しめるような場所になればなと考えております。

○栗下委員 ありがとうございます。

あと、北のゾーンに予定をされている交流施設についてなんですけれども、施設のコンセプトについては、これから具体的には検討されていかれると思うので、要望というか意見なんです。前、その代々木公園というのは、その大きな特徴として、やっぱり、その住民の方々、全国各地からの観光客、あるいは海外からのお客さんも、歩いてわかるぐらいに、本当に多種多様なの方々、また若いの方々、お年寄りも、そういう本当にさまざまな方が集まる場所だと思いますので、そういったの方々、多種多様な方が楽しめると思いますか、そういったダイバーシティに配慮したコンセプトを今後ご検討いただければありがたいなと思っております。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。ご意見として伺っておきます。ありがとうございます。

古澤委員、どうぞ。

○古澤委員 1点確認、1点要望です。

一つ確認は、この岸記念体育会館が移転ということでよろしいのでしょうか。

○根来計画課長 はい、移転になります。

○古澤委員 わかりました。

1点要望です。最後のページ、計画平面図、そのほかでご説明ありました北側の部分については、みどり憩いのゾーンということで、また、16ページの雑木林、ヒーリングのゾーンについてもそうなのですが、いずれもこの渋谷側から、あるいは原宿側からの動線上にあるということで、いわば吸引力を持たせるためのゾーンにするというような形で書かれているように読めました。動線上、ここはよく行くエリアではありますが、渋谷のエリア、それから原宿のエリアのつながりの空間ではあるんですが、休日でも余り人通りのないエリアであると思います。したがって、ここを集いのゾーン、あるいはヒーリングのゾーンとするために、よほどここを目的とする吸引力のある施設を入れないと厳しいはずで、だからこそ民間の知恵を絞るといような論理なのだろうと思います。ぜひそのところ、どういう性格付けにするか、周辺を見ますと右側は鉄道ですし、東側ですね、北側は公園ですし、南側は業務系ゾーンですから、恐らく、住民の方々はいらっしやらないと思うので、利用を想定し、どんな空間にするのかということが多面的にご検討いただければというのが一つ。

それと、もう一つ、先ほど来出ております、やはり配水池が気になります。15メートルということは5階建てのビルと同じ大きさになるわけで、相当なボリューム感があると思います。確かに高低差から見ると吸収はされ得るのかもしれませんが、それでも5階のビルの屋上に上って緑化スペースで休むというのは、通常だと、まず上がらないだろうなど。だからこそ、こういう施設との一体利用ということで、いろいろ検討したいという論理なんだろうと思いますが、ぜひ、この民間側のこの北側ゾーンのご検討の並びと、南の配水池がいつごろになるか、ちょっとわからないのだとは思いますが、同じ都庁内ですので、部局が違わず、十分、設計関係について調整を進められて、いい空間になるように仕上げていただければという形であります。これは要望です。

○高梨会長 ありがとうございます。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 これは要望になるかと思います。お話をきいていて、交流施設と造成地を合わせるというのも非常におもしろいアイデアとっております。ただ、いずれにしても北側道路とか南側道路と高低差が出る。その高低差を解消する新しい考え方、バリアフリーなんかも含めてぜひご提案して実現していただきたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○高梨会長 ありがとうございます。

特に高低差といいますか、地形を生かすという上で、何かお考えのことはございますか。

○根来計画課長 いや、あの今、私どもがご提案させていただいているように、やっぱり、なかなか厳しいと申しますか、比較的狭い中で、割と高低差がはっきり言うところある、そもそも地形的にあるところに加えて、その水道施設が入ってくるというようなことになっておりまして、今、私どもとして辛うじてご提案させていただいているのは、その交流施設の部分をうまく活用するようなことで、そうしたものが解消できないかなと考えているところでございます。

あとは、ちょっとバリアフリーというところで、どこまで歩み寄れるかというのはあるんですけども、高低差があることで、例えば、景観の何か変化が楽しめるですとか、一つフロアが下がると、ちょっと違った空間になるとか、曲がると違う空間になるとか、少し、そういったことは考えていきたいなと思っております。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

ほかにございますか。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 先ほどからいろいろご意見が出されておまして、私も、本当に思うこともあるんですけども、やはりたくさんの人に来ていただきたいと思うんですけども、何を目玉といいますか、あそこに行ってみようと思わせる何か、例えば、あそこにはおもしろい、何か変わった食べ物があるからということで、若者は今、本当にインスタ映えといいますか、何か写真で撮って、それで人が集まってくるとか、そういうことが今すごく多くなっておりますので、ですから、何か魅力的なものを選んで入れていただきたいと思えます。

そして春夏秋冬、日本は四季がありますので、それに合わせた植物で、はい、今はバラ

の季節だからバラ園を見に行きましょうとか、そういうことも結構、中高年の人たち、楽しみに見に来ることもありますし、いろいろ、何かそこで、そこじゃないと今の時期見られないとか、そういうものがあれば、ぜひ私も行きたいと思いますので、魅力的なものをいろいろ取り入れていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○高梨会長 何か今、服部委員のご意見、ご指摘に対して、事務局のほうで考えていることはございますか。

○根来計画課長 そうですね、今、具体的にこれというのは正直ございません。1点だけ申し添えさせていただきますと、先ほど、古澤委員のほうから、なかなか今の時点で、人の流れとして、こちらのほうというのは少ないんじゃないかというご指摘をいただいているところでございます。事実、今の状況の中では、人は通れないわけではないんですけども、公園通りですとか、そちらに比べると、やっぱり流れとしては弱いという場所だとは認識をしています。

ただ、一方で、この南側のエリアを含めて全体が、渋谷区の中では都市再生緊急整備地域ということで位置付けをされておりまして、渋谷区の中でも、やはり、このJR線沿い、いわゆるファイヤー通りと呼ばれているようなエリアなんですけれども、こちらの側から、その原宿の側に抜けていくような動線というようなものも、まちづくりの中では、主要な動線の一つというような位置付けも、実際にこれからなされていくような部分というのもございますので、私どもとしては、この公園の整備に当たりましては、そうした渋谷区の進めていくまちづくりなどとも連携をさせていただきながら、今、さまざま委員の皆様からご指摘がございましたように、まさに、その公園ならではの魅力のある施設というものを考えていきたいなと思っているところでございます。

○高梨会長 ありがとうございます。

今は、建物が建っているところですから、なかなか人通りも休日でも少ない、ほかの施設のほうが魅力的ですから、そちらのほうに人の流れができているんだと思いますけれども、新たな魅力付けをして、この地域全体が、より活性化するような工夫を是非してほしいという、そういう思いでご発言があったと思います。

ほかにご意見、ご質問等ございますか。

横地委員、どうぞ。

○横地委員 すみません、質問なんですけれども、配水池のところに15メートルの建物

が建つということなんですけれども、その中というものは、全部その施設が入るんでしょうか。それとも、その配水池は地下とかそういうところに入るんでしょうか。中身がどんなふうになるのかというのを、その配水池と、あとポンプ棟の中身を教えていただきたいんですけれども。

○高梨会長 事務局、お願いいたします。

○根来計画課長 配水池につきましては、イメージとしては、大きな箱をイメージしていただければと思います。その箱の中には、基本的には水が入っているという、そういう施設だということです。今の時点では、さっき申し上げた高さとしては最大で15メートル程度という想定になっているというものでございます。

ポンプ棟については、先ほど申し上げたそのポンプですとか、そのポンプを稼働させるための電気設備ですとか、その制御盤ですとか、そうした設備関係のものが中には入っている建物ということになります。

○横地委員 ありがとうございます。

○高梨会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それで、今の横地委員のご質問の関連なんですけど、配水池だとかポンプ所を管理運営していくのに、どのような取り扱いになっていくのか。多分、車両が入ってきたりだとか、あるいは、巡回だとかを毎日しなくちゃいけないだとか、そういう配水池の管理の特性に応じた、何か活動というのが行われるんじゃないかと思うんですが。それと、公園づくりというのがうまく調整できるかどうかというのが一つポイントのような気がしますけど、いかがでございませうか。

○根来計画課長 そうですね、まさに課題の一つだろうと思っております。実際、今の時点では、その給水所そのものも、例えば無人の施設にするのか、常時誰か職員が常駐するような施設になるのかというようなところも、まだ実は決まっておられません。ただ、今、会長がご指摘のように、当然その管理の、多分人がいようがいまいが、管理の車両等が入ることというのは当然でございますし、先ほどちょっと申し上げましたように、その点検ですとか、そういったものも作業としては必要になってくると考えております。

したがって、ここは水道施設の設計が進んでいく中で、やはり、公園としてそれを、将来、その上部等を含めて公園として整備をし、皆さんに使っていただくという立場から、その設計に際していろんな調整ですとか、協議ですとか、そういったものを十分に重ねて、その公園としても十分に皆さんに活用していただけるような場所にしていきたいと考えて

おります。

○高梨会長　そういう状況だそうですが、先ほど黒田委員のほうからもございましたけれども、公園としてどういうものが必要なのかということと、その配水池の上を使うということの中で、どれだけのことが実現できるのかということが、これからのどうも大きな課題なのではないかなと思いますので、これは先ほどの第1段階、第2段階、の取り扱いも含めて、新たな視点で公園整備の計画をつくる必要があるんじゃないかなと思いますので、これは事務局のほうは大変かと思いますが、一つ工夫をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○根来計画課長　承知しました。

○高梨会長　ほかに、羽山委員、何かございますか。よろしゅうございますか。

糸井さん、何かございますか。よろしゅうございますか。

各委員から、いろんな角度でご意見をいただきました。また、ご要望もいただきましたので、いただいたご指摘の点を踏まえて、次回の審議につなげていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問はございますか。

ないようでしたら、第2号議案でございます「都立代々木公園の整備計画について」の審議を終了いたします。

円滑な議事運営にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、事務局のほうにお返しします。よろしくお願いいたします。

○園尾管理課長　はい、委員の皆様方、ご審議ありがとうございました。

今後の審議会の予定につきまして、ご連絡をさせていただきます。次回審議会は、中間のまとめを1月の下旬から2月の上旬ごろに予定しております。委員の皆様におかれましては、これから事務局から日程調整をさせていただきたいと考えております。その後、パブリックコメントを行う予定としております。答申は来年度の5月ごろいただければと思っております。引き続きご審議、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

——了——